

小野田セメント株式会社津久見工場
公害防止協定書

昭和 47 年 6 月

公害防止に関する基本協定

大分県（以下「県」という。）、津久見市（以下「市」という。）及び小野田セメント株式会社（以下「小野田セメント」という。）は、同社の津久見工場の操業に伴う公害防止について、次のとおり取り決める。

（公害防止に取り組む基本姿勢）

第1条 小野田セメントは、地域住民の健康の保護と生活環境の保全のため、最善の公害防止対策を実施するものとし、特に、公害防止施設の設置にあたっては、最高の技術水準のものを採用するものとする。

（施設の整備等）

第2条 小野田セメントは、施設の整備等について、次の各号により措置しなければならない。

- (1) 公害防止施設は適切に施工し、生産関係設備の運転と同時にその機能を十分発揮させる。
- (2) 生産関係設備のうち公害に係のある設備及び公害防止施設について増設、改造等の変更を加えようとするとき、又は公害防止に関する措置を変更しようとするときは、事前にその計画について、県及び市と協議して、その了解を得る。
- (3) 公害防止施設は、善良な管理者の注意をもって運転管理し、公害の発生を未然に防止する。

（公害の防止対策）

第3条 小野田セメントは、ばい煙、粉じん、排出水、騒音、振動等（以下「ばい煙等」という。）による公害の発生を防止するため、県及び市と協議のうえ定める公害防止に関する細目協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

（事故時の措置）

第4条 小野田セメントは、公害に係のある設備等について故障、破損等の事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、すみやかにその状況を県及び市に通報しなければならない。

（廃棄物の処理）

第5条 小野田セメントは、公害の発生のおそれのある廃棄物の処理計画について、事前に県及び市と協議し、その指導に従うものとする。

（公害防止施設の改善等）

第6条 小野田セメントは、公害防止に関する技術開発の進展に伴い、各種の公害防止施設等について積極的にその改善を行ない、ばい煙等の量、濃度等を細目協定に定める基準数値よりさらに低減させるよう努めなければならない。

(複合公害の防止)

第7条 小野田セメントは、県、市及び他企業と協力して、複合公害の発生の未然防止に努めるものとする。

(公害担当機構及び常時監視体制)

第8条 小野田セメントは、公害防止のための対策を積極的に実施するため、津久見工場に公害担当機構を設けるとともに、公害の発生のおそれのある事態にすみやかに対処するため、特に大気の汚染及び水質の汚濁についての常時監視体制の確立をはからなければならない。

(公害原因調査及び被害補償)

第9条 工場周辺において公害が発生した場合は、県及び市（その委託を受けた者を含む。）は、すみやかに原因究明のための調査を実施するものとし、当該調査について、小野田セメントは、積極的に協力するものとする。

なお、調査の結果は、企業の機密に属するものを除き、公開するものとする。

2 前項の調査の結果、小野田セメント津久見工場の燥業に起因して、住民の健康又は財産等に被害を与えたと認められるときは、小野田セメントは、故意過失の有無にかかわらず、すみやかにその加害原因を除去するとともに、その被害の補償を行なわなければならない。

(協 力)

第10条 小野田セメントは、県及び市が行なう公害防止に関する行政指導、立入調査及び資料の提出要請について積極的に協力するものとし、県及び市は、小野田セメントが行なう公害防止に関する調査研究等について積極的に協力するものとする。

(建設会社等に対する責務)

第11条 小野田セメントは、津久見工場の増設工事に伴う粉じんの飛散、騒音の発生等を防止するため、建設会社等に対し、必要な指導及び監督を行なうものとする。

(関連事業所に対する責務)

第12条 小野田セメントは、その関連事業所の津久見工場内における作業に伴う公害の発生防止について、積極的に指導及び監視を行なうものとする。

(協 議)

第13条 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、この協定書に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定書の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、そのつど、県、市及び小野田セメントが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、当事者及び立会人において記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和47年6月24日